

特色ある大学教育支援プログラム」一問一答 (項目一覧)

1. 基本的事項

Q 1. 特色ある大学教育支援プログラムとは何か。

2. 応募要件

- Q2-1. 応募の対象となる大学はどこか。
- Q2-2. 4年制大学の場合、学科での取組について応募は可能か。
- Q2-3. 大学院の取組について応募した場合、同大学の学部の取組は応募できないのか。
- Q2-4. 通信教育部の取組も対象となるのか。
- Q2-5. 他大学との再編・統合が決まっている大学からの応募は、どのようになるか。
- Q2-6. 「複数の大学又は短期大学が共同で行うもの」とは、同一法人内の私立大学・短期大学の取組であっても差し支えないか。
- Q2-7. 複数の大学・短期大学の学長を同一人物が兼任している場合、大学数をどのように数えるか。
- Q2-8. 共同で行う取組は、別件で応募できるとのことだが、1大学が複数の共同で行う取組に関連していても差し支えないか。
- Q2-9. 同一敷地内に大学と併設短期大学をもつ大学が、同一のテーマで取組を行っている場合、これを1件の応募とするべきかどうか。
- Q240. 「継続的に実施」、「実績を挙げている取組」とはどのような基準があるのか。
- Q241. 以前実施していたが現在中断しており、この応募を機に、再開してさらに発展させたいと考えている取組も「実績」があり、「継続的に実施」しているものとして対象となるか。
- Q242. 「実績のあるもの」が対象であって、今後構想する取組は認められないのか。
- Q243. 誰から申請書を提出(応募)することになるのか。
- Q244. 当初本学単独の計画であっても、ある時期から特定の分野を他大学との共同とすることは可能か。
- Q245. 複数の大学等と共同で行う計画において、例えば大学や短期大学以外の機関・団体等と共同で行うことは可能か。
- Q246. 平成15年度に選定された大学は、平成16年度も応募できるのか。
- Q247. 本年度1学部の取組について応募した場合、次年度以降、別の学部の別の取組を応募することは可能か。
- Q248. どのような「テーマ・取組」が応募資格に該当するのか。

- Q219. テーマ例2の「教育課程」と3の「教育方法」についての違いについて。
- Q220. テーマ例の「大学と地域・社会との連携の工夫改善に関するテーマ」とは、直接、学生教育に関わる取組でなくてもよいか。
- Q221. 大学の本会計とは別に補助活動事業として別会計で処理し、純額表示で本会計に合算している「学生寮」に関する取組について、応募は可能か。
- Q222. 授業科目を集めたものを特色ある教育として申請することは可能か。
- Q223. 学内の附属施設（教育センター等）で行われている取組は、本プログラムの対象となるか。
- Q224. 5年計画で募集というのは確定しているのか。
- Q225. 同一法人の複数の大学から応募する場合、法人の長からまとめて申請してもよいか。

3. 審査方法等

- Q3-1. 特色ある大学教育支援プログラムの選定に当たっての留意点（観点）は何か。
- Q3-2. 審査はどこで行われるのか。
- Q3-3. 審査はどのような手順で行われるのか。
- Q3-4. 審査は各テーマ毎に行われるのか。
- Q3-5. 2テーマ例にまたがるような取組をテーマ例を1つに決めて応募した場合、複合的なテーマである旨はどこに記述すればいいか。
- Q3-6. 主たるテーマを決めがたい場合、また、テーマを独自に設定した場合、どの部会で審査が行われるのか。
- Q3-7. 応募後、テーマにそぐわないと判断した場合、審査する部会を振り替えてもらうことは可能か。
- Q3-8. 大学と短期大学は別個に審査が行われるのか。
- Q3-9. 大学院での取組は、学部と同じ審査部会で審査されると聞いているが、不利な扱いになることはないか。
- Q3-10. 選定件数は、国公私それぞれどのくらいの割合になるのか。また、大学と短期大学の選定件数の割合はどうか。
- Q3-11. 大学の基本的要件の審査は、大学基準協会の「大学基準」による評価が行われるのか。いわゆる定員割れを起こしている大学は「門前払い」されるのか。
- Q3-12. 他大学の参考になることが高い評価を得られるような仕組みと思われるが、特色という意味で、他大学には真似できない特性があるものは評価が低くなるのか。他大学の参考になるということが一番の評価基準なのか。
- Q3-13. 「共通性」について、他大学が共有できる基盤というのは、同学問分野の各大学または学部が共有できる基盤という理解でよいか。
- Q3-14. 選定されるためには、何らかの「新規性」が必要か。
- Q3-15. ペーパーレフェリーは何名か。
- Q3-16. 審査の経過は公表しないとのことだが、選定された理由を知ることはできないか。

4 . 申請書等

- Q4-1. 文字の大きさは任意か。
- Q4-2. 応募に当たって図表等を利用することは可能か。
- Q4-3. 図表を用いた場合でも文字は11ポイントとするべきか。
- Q4-4. 様式の改変はできないのか。
- Q4-5. 申請書はカラー印刷を行ってもよいか。
- Q4-6. 参考資料は添付できないのか。
- Q4-7. 複数の大学・短期大学が共同で行う取組の申請について、主となる1つの大学と、事務局を設置している大学が異なる場合、申請書の表紙にはどのような形で記述すればよいか。
- Q4-8. 申請担当者は1名のみ記載すべきか。
- Q4-9. 申請担当者が副学長の場合、所属部局はどうするか。
- Q410. 申請担当者欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。また、法人職員がヒアリングに参加してもよいか。
- Q411. 様式1-1、様式1-2の大学・短期大学の規模について、規模の大きな大学についても本様式の範囲内で記入する必要はあるのか（別紙に記入することは可能か）。
- Q412. 様式2は、たとえば、1つの項目を0.5ページ分記入し、残りの0.5ページ分を他の項目分にまわして記入することは可能か。
- Q413. 様式2（2）の「実施状況」と（4）の「取組実績」の相違点について。
- Q414. 様式2（3）「組織的対応について」での取組の支援体制（経費面）の記述は、関連支援経費に影響するのか。
- Q415. 選定に当たっての留意点である「共通性」、「公共性」については、申請書のどこに記すべきか。
- Q416. 「事務担当者連絡先」に自宅の電話番号は必要なのか。もし連絡が取れなかった場合、どのようなことになるのか。
- Q417. 教育効果は、必ず数値データ等定量的指標で示す必要があるか。
- Q418. 申請書類に係る根拠資料、参考資料は特に求められていないが、適宜用意しておくべきか。
- Q419. 申請書の「申請単位」の記述については、例えば学部と大学院研究科の共同取組である場合は、学部及び研究科と記載してよいか。
- Q420. 「取組名称」の副題に字数制限はあるか。
- Q421. 大学・短期大学の規模について、大学院の博士前期課程・後期課程は別にして記入するのか。
- Q422. 専任教員数について、大学院の教員が学部教員の兼担である場合、「兼担」と表記するのか。合計は実人数か、延べ人数か。
- Q423. 申請書は必ずのりづけで作成する必要があるのか。
- Q424. 単独で申請する場合、（様式1-2）を省くことは可能か。その際、ページ番号もつめて構わないか。

5 . ヒアリング

- Q5-1. ヒアリング（審査）の日程は決まっているのか。学長及び申請担当者の出席は不可欠か。
- Q5-2. ヒアリングの連絡は、具体的には、いつ、どのような形になるか。
- Q5-3. ヒアリングの出席者の指定と人数制限はあるのか。また、持ち時間はどのくらいか。説明資料はどのようなものを使用することが可能か。
- Q5-4. ヒアリングは取組の申請担当者が説明を行うのか、それとも学長または副学長等を行うのか。

6 . その他

- Q6-1. 申請書の提出は、平成15年8月1日の消印があればよいのか。
- Q6-2. 申請書類を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。
- Q6-3. 事前相談を行うことは可能か。
- Q6-4. 平成15年3月に文部科学省が策定した『『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』中に、「特色ある大学教育支援プログラム」を実施し、英語教育の改善を含む、大学教育の改善に資する種々の取組のうち特色ある優れたものを選定し～」とあるが、これは別枠で選定・支援を行うのか、それとも現在示されている仕組みの中で行うのか。
- Q6-5. 説明会は来年度以降も随時開かれるのか。
- Q6-6. 募集締切後、公表される予定の「テーマ名」には「取組名称」も含まれるのか。

(参考：関連支援経費について)

- Q7-1. 関連支援経費とは何か。
- Q7-2. 特色ある大学教育支援プログラムに選定されても、関連支援経費の配分対象とならない場合はあるか。
- Q7-3. 選定された取組について、経費配分を数年間にわたって受けることは可能か。
- Q7-4. 経費の使用可能な範囲は。
- Q7-5. 選定された取組1件当たりの配分額は、どのくらいか。
- Q7-6. 関連支援経費スケジュール(予定)にある、計画調書と計画書の違いについて。
- Q7-7. 国立学校特別会計で措置される経費は、(目)校費か。
- Q7-8. 公立大学分については、本プログラムのための予算枠分の経費が措置されていないが、来年度以降も同様か。改善の余地はないのか。
- Q7-9. 1学部の取組について選定された場合、私立大学等経常費補助金「高等教育研究改革推進補助」などにおいて、他学部の事業も選定の対象となるのかどうか。
- Q740. 本プログラムと私立大学等経常費補助金「教育研究高度化推進特別補助」との兼ね合いについての詳細を教えてください。
- Q741. 私立大学等経常費補助金「教育研究高度化推進特別補助」にかかる計画書の内容が特色ある大学教育支援プログラムに応募した取組の内容と若干異なっている場合、関連支援経費の対象となりうるか。
- Q742. 既に関連支援経費の対象となっている経費の補助金の申請を行っているが、特色ある大学教育支援プログラムに選定された場合、9月に予定されている「特色教育拠点大学支援経費」についての計画書の提出は省略してよいのか。
- Q743. 本プログラムに選定された後に、「高等教育研究改革推進経費」等、関連支援経費(斟酌分)に係る経費の追加申請は可能か。
- Q744. 補助金の補助額は所要経費全額か、それとも半額か。減額査定はあるのか。
- Q745. 本プログラムには、補助金の申請書類を併用して応募したいがどうか。
- Q746. 関連支援経費の対象となっている経費に補助金の申請を行っていれば、自動的に、特色ある大学教育支援プログラムに応募したこととなるのか。
- Q747. 関連支援経費の「既存経費(斟酌分)」と「本プログラムのための予算枠分(特色教育拠点大学支援経費)」の関係について
(斟酌分の採択を受けた場合、特色教育拠点大学支援経費の配分を受けられなくなるのか。逆に、本プログラムの選定を受けて、特色教育拠点大学支援経費の配分を受けた場合、斟酌分の補助金配分を受けられなくなるのか。)
- Q748. 例えば、本プログラムで大学全体での取組が選定されても、その大学の中に学年進行中の学部など私立大学等経常費補助金の配分対象外のものを含んでいる場合、「特色教育拠点大学支援経費」の交付については、それらの学部に係る分は何らかの形で除外(按分)されて補助金が交付されるのか。

特色ある大学教育支援プログラム」一問一答

1. 基本的事項

Q1. 特色ある大学教育支援プログラムとは何か。

A. 特色ある大学教育支援プログラムとは、大学教育の改善に資する種々の取組のうち、特色ある優れたものを選定し、選定された事例を広く社会に情報提供することで、今後の高等教育の改善に活用し、高等教育の活性化の促進を目的とするものです。

(なお、本プログラムは「21世紀COEプログラム」のような補助金交付事業ではないが、各大学の意欲を高める観点から選定された事例については、別途、既存の経費の範囲の枠内で財政上の支援を行うこととします。)

2. 応募要件

Q2-1. 応募の対象となる大学はどこか。

A. 基本的に、現在設置されている大学または短期大学であれば、応募できます。ただし、現在すでに学生募集停止中の大学・短期大学については、応募することはできません。

Q2-2. 4年制大学の場合、学科での取組について応募は可能か。

A. 募集の対象は、各大学・短期大学全体、各大学の学部・短期大学の学科等が単位となり、4年制大学にあっては学部の細分単位である学科での取組の応募は認められません。全学または学部として、支援体制などを含め組織的に取り組んでいるものについて応募してください。

Q2-3. 大学院の取組について応募した場合、同大学の学部の取組は応募できないのか。

A. 学校として1つの取組に応募していただくこととなるため、本件の場合、学部の取組は応募できません。

Q2-4. 通信教育部の取組も対象となるのか。

A. 対象となりますが、あくまで「各大学・短期大学から、それぞれ1件」という応募要件の範囲内で応募していただくこととなります。

Q2-5. 他大学との再編・統合が決まっている大学からの応募は、どのようになるか。

A. 平成15年6月27日現在で設置されている大学であれば、将来的に他大学との再編・統合が決まっている大学であっても、それぞれの大学・短期大学から応募してください。

もちろん、共同で行っている取組の場合は、別件として連名で応募いただいても結構です。

Q2-6. 「複数の大学又は短期大学が共同で行うもの」とは、同一法人内の私立大学・短期大学の取組であっても差し支えないか。

A. 差し支えありません。

Q2-7．複数の大学・短期大学の学長を同一人物が兼任している場合、大学数をどのように数えるか。

A．それぞれ1大学として数えます。

Q2-8．共同で行う取組は、別件で応募できるとのことだが、1大学が複数の共同で行う取組に関連していても差し支えないか。

A．差し支えありません。ただし、「1大学・短期大学につき1件を応募」とされている中で、例えばコンソーシアム形式で行っているような、複数の大学が共同で行う取組の応募について考慮したものであり、こうした本来の趣旨を踏まえ「共同で行っている」ことについて十分に説明ができる取組の応募が期待されます。

Q2-9．同一敷地内に大学と併設短期大学をもつ大学が、同一のテーマで取組を行っている場合、これを1件の応募とするべきかどうか。

A．応募にあたっては、基本的には、学長から応募していただくことになっております。キャンパス単位とは、1大学又は短期大学内でのことであり、本件の場合、キャンパス単位での取組には該当しません。当該敷地内で共同で実施しているものは、共同の取組として連名で応募していただくこととなります。

また、単に同一テーマの取組であって、それぞれが実施しているものであれば、共同での取組とはいえ、それぞれの大学・短期大学から応募していただくこととなります。

Q240．「継続的に実施」、「実績を挙げている取組」とはどのような基準があるのか。

A．例えば、取組の内容（種類）によっては、効果が1年であるものもあれば、長期間かかるものもあります。このため、これらの要件については、特に一定の期間を設けているものではありませんので、要件を満たしているかどうかは、適宜大学側で御判断いただき、「取組実績」の記述に反映させて応募してください。

Q2-11．以前実施していたが現在中断しており、この応募を機に、再開してさらに発展させたいと考えている取組も「実績」があり、「継続的に実施」しているものとして対象となるか。

A．大学の御判断により、「実績」があり「継続的に実施」されていると考えているものを応募していただければ結構です。

Q242．「実績のあるもの」が対象であって、今後構想する取組は認められないのか。

A．今後取り組もうとしているものも対象となりますが、一定の実績を基盤としてもつものが対象となります。また、既に定着している取組で、今後新たな試みを行うものではないものの応募も可能です。

Q243．誰から申請書を提出（応募）することになるのか。

A．各大学の学長から応募していただきます。したがって、申請書等は各大学でとりまとめて提出することになりますので、大学ごとに一括して受付を行います（複数の大学の取組についても主たる1つの大学から一括して送付又は持参ください）。

Q2-14．当初本学単独の計画であっても、ある時期から特定の分野を他大学との共同とする
ことは可能か。

A．可能です。応募については単独で行うこととなります。

Q2-15．複数の大学等と共同で行う計画において、例えば大学や短期大学以外の機関・団体等
と共同で行うことは可能か。

A．大学以外の機関との様々な連携は本プログラムの対象となりますが、本プログラムは大学
及び短期大学を対象としているため、応募の名義は大学及び短期大学のみでの連名とするこ
ととなります。

Q2-16．平成15年度に選定された大学は、平成16年度も応募できるのか。

A．平成15年度に選定されたものと異なる取組であれば、平成16年度も応募できます。平
成15年度選定されなかった取組については、平成16年度、再度応募することができます。

Q2-17．本年度1学部の取組について応募した場合、次年度以降、別の学部の別の取組を応募
することは可能か。

A．可能です。また、同学部のものであっても、別の取組であれば応募は可能です。

Q2-18．どのような「テーマ・取組」が応募資格に該当するのか。

A．テーマについては「例」としてお示ししていますが、あくまで例示であり、学生教育に関
するものであれば、特に制限を設けておりません。

また、応募は次のいずれかによります

(公募要領P.2(3) テーマ例と応募の関係を参照のこと)

(1) 5テーマ例の中から1つを選んで応募する。

(2) 複数のテーマ例にまたがった形で応募する。その場合は、選定を希望する主たるテ
ーマ例を1つに決めて応募する。

(3) 5テーマ例以外で独自にテーマを設定し応募する。

Q2-19．テーマ例2の「教育課程」と3の「教育方法」についての違いについて。

A．「教育課程」はカリキュラム等について、「教育方法」は授業の方法等を指します。

各テーマ例ごとに示されている「取組の例」を参照いただくなどして応募してください。

また、テーマ例は「主として～」としており、複合的な取組として、複数のテーマ例にま
たがった形での応募も可能です。大学が一番適切だと考えるテーマで応募していただくこと
となります。

Q2-20．テーマ例の「大学と地域・社会との連携の工夫改善に関するテーマ」とは、直接、学
生教育に関わる取組でなくてもよいか。

A．本プログラムは、あくまで学生教育に関する取組を対象とするものとしているため、取組
が何らかの形で学生教育に係るものでなければ応募の対象にはなりません。(公募要領P.
1 2(1) を参照のこと)

Q2-21．大学の本会計とは別に補助活動事業として別会計で処理し、純額表示で本会計に合算している「学生寮」に関する取組について、応募は可能か。

A．テーマ例4には「取組の例」として「学寮等における共同生活体験」があげられており、このほか、募集の対象等の一般的な要件に合致していれば対象となります。

Q222．授業科目を集めたものを特色ある教育として申請することは可能か。

A．応募については、まず、各大学・短期大学の教育目的に沿った特色ある組織的な取組であって、かつ、大学であれば、大学全体、学部等の単位、キャンパス単位のものが対象となります。「授業科目を集めたもの」といわれるものが、これに合致していれば、応募は可能です。

Q2-23．学内の附属施設（教育センター等）で行われている取組は、本プログラムの対象となるか。

A．大学・短期大学全体での取組またはキャンパス単位での取組で、学生への教育として組織的に行われているものであれば、対象となります。

Q224．5年計画で募集というのは確定しているのか。

A．（国の予算は単年度主義であり、また、毎年度事業計画の見直しを行うこととなっておりますが）本プログラムの公募は単年度限りでなく、5か年継続して行うことを予定しています。

Q225．同一法人の複数の大学から応募する場合、法人の長からまとめて申請してもよいか。

A．それぞれの学長から応募してください。同一法人の複数の大学から応募する場合であってもわかりません。

3．審査方法等

Q3-1．特色ある大学教育支援プログラムの選定に当たっての留意点（観点）は何か。

A．特色ある大学教育支援プログラムの選定に当たっての留意点は以下のとおりです。

（審査要項P．4を参照のこと）

大学、短期大学としての組織的取組であること。

原則として、教育目標に対して一定の実績をあげていること。

わが国の高等教育の活性化、教育方法の開発、各大学における教育上の工夫改善の参考等に資すると考えられるもの。

公共性（社会的使命）を備えていること。

Q3-2．審査はどこで行われるのか。

A．大学から応募された取組の審査については、文部科学省外に置かれた、専門家や有識者等により構成される「特色ある大学教育支援プログラム実施委員会」において公正に行い、特色ある優れたものを選定することになっています。

Q3-3．審査はどのような手順で行われるのか。

A．特色ある大学教育支援プログラムの取組の選定は、以下の手順で行われます。
(審査要項P．3を参照のこと)
総合評価部会で基本的要件の審査
各審査部会で採択候補を選定
(書面・合議審査(ペーパーレビュー)の意見を参考とする)、ヒアリング審査)
総合評価部会が全体的調整
「特色ある大学教育支援プログラム実施委員会」が最終的に決定
文部科学省に報告

Q3-4．審査は各テーマ毎に行われるのか。

A．基本的には、テーマ例に対応した審査部会を設けて、審査を行うこととしています。

Q3-5．2テーマ例にまたがるような取組をテーマ例を1つに決めて応募した場合、複合的なテーマである旨はどこに記述すればいいか。

A．テーマ例の名称に「主たる～」とあるように、複合的なテーマに該当する取組であっても、1つに決めたテーマ例に対応した審査部会で審査されることとなりますので、必ずしも記述する必要はありませんが、適宜、内容に盛り込んでいただいても結構です。

Q3-6．主たるテーマを決めがたい場合、また、テーマを独自に設定した場合、どの部会で審査が行われるのか。

A．原則として、テーマ例「主として総合的取組に関するテーマ」に対応した審査部会、または、設定したテーマに一番近いところで審査を行うこととなります。

Q3-7．応募後、テーマにそぐわないと判断した場合、審査する部会を振り替えてもらうことは可能か。

A．原則として、審査部会の決定は「特色ある大学支援プログラム実施委員会」において行われます。したがって大学の希望により審査部会の振替やテーマの変更はできません。

Q3-8．大学と短期大学は別個に審査が行われるのか。

A．大学と短期大学は別々に審査を行い、それぞれ取組を選定する予定です。

Q3-9．大学院での取組は、学部と同じ審査部会で審査されると聞いているが、不利な扱いになることはないか。

A．大学院での取組が学部と比べて不利になることは特にありません。

Q3-10．選定件数は、国公私それぞれのどれくらいの割合になるのか。また、大学と短期大学の選定件数の割合はどうか。

A．選定件数は申請件数の1割程度以内となっております。また、審査・選定ともに、国公私を通じて行われるため、その割合を決めて選定するものではありません（国公私の枠組で選考するものではありません）。

また、大学と短期大学の選定数の割合についても同様ですが、それぞれの申請件数等とも関連することになります。

Q341．大学の基本的要件の審査は、大学基準協会の「大学基準」による評価が行われるのか。いわゆる定員割れを起こしている大学は「門前払い」されるのか。

A．総合評価部会による大学の基本的要件の審査は、取組のみならず、大学又は短期大学全体として本プログラムに選定されるにふさわしいかどうかをみるものであって、大学基準協会の「大学基準」による評価を行うものではありません。

また、本プログラムについては、定員割れでただちに対象外とすることにはなりません。

Q3-12．他大学の参考になることが高い評価を得られるような仕組みと思われるが、特色という意味で、他大学には真似できない特性があるものは評価が低くなるのか。他大学の参考になるということが一番の評価基準なのか。

A．本プログラムは「特色があって優れた取組を選定し、社会に広く情報提供することによって、他大学の参考に資するとともに高等教育の活性化の促進を図る」ことを目的としており、この目的に沿った取組が選定されることとなります。大学が自らの特色に基づいて独創的な取組を行うことも含まれます。「他大学の参考」とは、他大学が類似の取組を行いうるかどうかという意味ではありません。

Q343．「共通性」について、他大学が共有できる基盤というのは、同学問分野の各大学または学部が共有できる基盤という理解でよいか。

A．必ずしも同学問分野の各学部が共有できる基盤に限りません。本プログラムは、大学教育の改善に資する種々の取組のうち、特色ある優れたものを選定し、選定された事例を広く社会に情報提供することで、今後の高等教育の改善に活用し、高等教育の活性化の促進を目的とするものです。各大学が参考とするにあたっては、様々な視点からの「共通性」があることから、取組内容によって「共通性」の中身は異なります。

Q344．選定されるためには、何らかの「新規性」が必要か。

A．「特色ある優れたもの」が選定の対象となりますが、その中には「特に新規性は見られなくても、真摯な教育努力を継続的に積み重ねて着実に成果を挙げているもの」も含まれます（審査要項P．1を参照のこと）。

Q345．ペーパーレフェリーは何名か。

A．各審査部会は、ペーパーレフェリーの意見を参考に書面審査を行うこととしておりますが、具体的には、ペーパーレフェリーに関する件については、その氏名を含めて公表されません。

Q346．審査の経過は公表しないとのことだが、選定された理由を知ることはできないか。

A．選定された理由については、選定後、何らかの方法で公表する予定です。また、選定されなかった取組については、その理由を応募していただいた各大学あてに個別に通知する予定です。

4．申請書等

Q4-1．文字の大きさは任意か。

A．申請書は、原則として、以下の書式に合わせて作成してください。
判の大きさ：A4判（縦長）　　文字方向：横書き
文字の大きさ：11ポイント　　1行あたり文字数：40字
（様式2）の1ページあたり行数：40行（見出しの行は含めない）

Q4-2．応募に当たって図表等を利用することは可能か。

A．（様式2）については、枚数制限の範囲内で図表や写真等を適宜組み入れても構いません。

Q4-3．図表を用いた場合でも文字は11ポイントとするべきか。

A．図表中の文字の大きさの制限は特にありませんが、見やすさを考慮してください。

Q4-4．様式の改変はできないのか。

A．指定した様式で記載してください。項目の順番入れ替え等は認められません。
（（様式2）は、各項目ごとに原則1ページ内で記述してください。ただし、やむを得ずページを増やす必要がある場合は、4つの設問項目中2つまではそれぞれ1ページ分増やすことができます。）

Q4-5．申請書はカラー印刷を行ってもよいか。

A．差し支えありません。

Q4-6．参考資料は添付できないのか。

A．参考資料は添付しないでください。添付されても審査の対象からは除外します。ヒアリング時にパンフレット、パネル、OHP、ビデオ（VHS）を使用して説明することは構いません（ただし、ヒアリングの制限時間内をお願いします。なお、今年度についてはパワーポイントなど使用できないものがありますが、来年度以降は使用可能な範囲を拡げる方向で検討しておりますので御了承ください）。

Q4-7．複数の大学・短期大学が共同で行う取組の申請について、主となる1つの大学と、事務局を設置している大学が異なる場合、申請書の表紙にはどのような形で記述すればよいか。

A．どちらか1つの大学でまとめて記述してください。

Q4-8．申請担当者は1名のみ記載すべきか。

A．ヒアリング時に取組等の説明を行うことなどを想定しつつ、主となって取組を担当している方を1名御記入ください。

Q4-9．申請担当者が副学長の場合、所属部局はどうするか。

A．副学長と記載するか、所属学部等を記載するかは大学の御判断でお願いします。

Q4-10．申請担当者欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。また、法人職員がヒアリングに参加してもよいか。

A．申請担当者名は、大学の教職員に限ります。また、ヒアリングについては法人職員が参加しても構いません。必要に応じて学生等を参加させることも可能です。

Q4-11．様式1-1、様式1-2の大学・短期大学の規模について、規模の大きな大学についても本様式の範囲内で記入する必要があるのか（別紙に記入することは可能か）。

A．規模の大きな大学では、別紙にまとめて記入して差し支えありません。

Q4-12．様式2は、たとえば、1つの項目を0.5ページ分記入し、残りの0.5ページ分を他の項目にまわして記入することは可能か。

A．原則として、様式2は各項目1ページ内で御記入いただきますが、4つの設問項目中、2つまではそれぞれ1ページ分まで増やすことができることとなっており、その範囲内でお願います（申請書作成・記入要領P.1（3）を参照のこと）。

Q4-13．様式2（2）の「実施状況」と（4）の「取組実績」の相違点について。

A．様式2（2）の「実施状況」には、「取組実績」を含みますが、「取組実績」の詳細については（4）で記載していただくこととなります。

Q4-14．様式2（3）「組織的対応について」での取組の支援体制（経費面）の記述は、関連支援経費に影響するのか。

A．本申請書に記載する事項は、あくまで特色ある優れた取組の選定のための資料であり、支援体制（経費面）の記述も学内での取組状況の説明という観点からのものです。関連支援経費に直接は影響しません。関連支援経費は、既存の経費の配分枠組に沿った形で配分されるものであり、本申請書とは別途に、それぞれの方式により経費配分の申請を行うこととなります。

Q4-15．選定に当たっての留意点である「共通性」、「公共性」については、申請書のどこに記載すべきか。

A．選定に当たっての留意点は、あくまで審査を行う際の観点であり、そのまま項目として設けているものではありません。これらについては、申請書全体からその有無について判断することとなります。また、適宜、関連する項目の記述に盛り込んでいただいで結構です。

Q416 . 「事務担当者連絡先」に自宅の電話番号は必要なのか。もし連絡が取れなかった場合、どのようなことになるのか。

A . 必ず連絡がとれる担当者（課長又は係長相当職の方）の連絡先等（自宅等の電話番号等）の記載が必要です。大学における電話等受付時間外における問い合わせ及びヒアリング審査の日程等のお知らせができないこととなりますので連絡の取れるようにしておいてください。

Q417 . 教育効果は、必ず数値データ等定量的指標で示す必要があるか。

A . 教育効果は様々な形で現れるものであり、全て数値データ等で示すことは不可能であることから、どのような方法で教育効果を測定したかを、各大学が工夫した方法で示してください。

Q4-18 . 申請書類に係る根拠資料、参考資料は特に求められていないが、適宜用意しておくべきか。

A . 特に追加資料等は求めません。

Q4-19 . 申請書の「申請単位」の記述については、例えば学部と大学院研究科の共同取組である場合は、学部及び研究科と記載してよいか。

A . 差し支えありません。

Q420 . 「取組名称」の副題に字数制限はあるか。

A . 特にありません。

Q4-21 . 大学・短期大学の規模について、大学院の博士前期課程・後期課程は別にして記入するのか。

A . 別々に記入してください。

Q422 . 専任教員数について、大学院の教員が学部教員の兼担である場合、「兼担」と表記するのか。合計は実人数か、延べ人数か。

A . 兼担の人数を入れてください（学部との兼担として記入）。また、合計は実人数で御記入ください。

Q423 . 申請書は必ずのりづけで作成する必要があるのか。

A . お手数ですが、のりづけで作成してください。市販のテープのりを利用されると便利です（かさばり防止等のため、ホチキス、製本テープ、両面テープ等の使用はお避けください）。

Q424 . 単独で申請する場合、（様式 1 - 2）を省くことは可能か。その際、ページ番号もつめて構わないか。

A . 省略して構いません。ページ番号についてもつめて構いません。

5 . ヒアリング

Q5-1 . ヒアリング（審査）の日程は決まっているのか。学長及び申請担当者の出席は不可欠か。

A . 今年度のヒアリングは、8月25日（月）～30日（土）を予定していますので、出席できるように対応してください。なお、ヒアリングの対象となった大学・短期大学に対しては、別途、実施委員会から御連絡いたします。原則として、申請担当者の出席をお願いしますが、出席が困難な場合、申請書について責任をもって説明できる方で対応することができます。

Q5-2 . ヒアリングの連絡は、具体的には、いつ、どのような形になるか。

A . 応募締切後、できるだけ早いうちに各部会ごとのヒアリングの日程について決定します。また、ヒアリングを行う取組の日時の連絡は、現在のところ8月22日（金）を予定しています。事務連絡担当者に対して電話又はFAXで連絡することとしているので、当日は、必ず連絡の取れる体制をお願いします。

Q5-3 . ヒアリングの出席者の指定と人数制限はあるのか。また、持ち時間はどのくらいか。説明資料はどのようなものを使用することが可能か。

A . 申請担当者等、申請書について責任をもって説明できる方に御出席いただきます。人数は5人以内で、制限時間は、大学からの説明で20分、質疑応答に10分を予定しております。また、説明資料としては、申請書類のほか、パンフレット、パネル、OHP、ビデオ（VHS）を用いて説明していただくことが可能です（ただし、ヒアリングの制限時間内をお願いいたします。なお、今年度についてはパワーポイントなど使用できないものがありますが、来年度以降は使用可能な範囲を拡げる方向で検討しておりますので御了承ください）。

Q5-4 . ヒアリングは取組の申請担当者が説明を行うのか、それとも学長または副学長等が行うのか。

A . 原則として、取組の申請担当者に出席をお願いしておりますが、大学の判断でその他の方に行っていただいても構いません（申請担当者が、学長または副学長等の場合には、学長または副学長等から行っていただくこととなります）。

6. その他

Q6-1. 申請書の提出は、平成15年8月1日の消印があればよいのか。

A. 消印有効ではありません。下記の期間内に送付必着又は持参されないもの（7月29日以前に送付されたものも含む）については、受け付けられません（返送します）。郵便事情での遅延は考慮できませんので、余裕をもって送付してください。

【提出期間】 平成15年7月30日（水）～8月1日（金）
（午前9時30分から正午、午後1時から午後5時まで。）

【提出場所】 郵送の場合

〒1028787 麹町郵便局留
財団法人大学基準協会
特色ある大学教育支援プログラム室

持参の場合

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25
アルカディア市ヶ谷 6階 阿蘇東の間
特色ある大学教育支援プログラム申請受付会場
（電話：03-3261-9921（代表））

Q6-2. 申請書類を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。

A. 提出された調書等については、差替や訂正は認められません（日程等の関係上、応募を締切次第審査作業にはいるため、差替受付は不可能なため）。

Q6-3. 事前相談を行うことは可能か。

A. 応募内容についての事前相談を受けることはできません。ただし、申請書の記入方法等については、随時質問を受け付けます。

Q6-4. 平成15年3月に文部科学省が策定した『『英語が使える日本人』の育成のための行動計画』中に、「特色ある大学教育支援プログラム」を実施し、英語教育の改善を含む、大学教育の改善に資する種々の取組のうち特色ある優れたものを選定し～とあるが、これは別枠で選定・支援を行うのか、それとも現在示されている仕組みの中で行うのか。

A. 現在示されている枠組みの中で募集・選定を行います（選定・支援ともに特に別枠を設ける予定はありません）。

Q6-5. 説明会は来年度以降も随時開かれるのか。

A. 公募要領の発出時に開催の予定です。

Q6-6. 募集締切後、公表される予定の「テーマ名」には「取組名称」も含まれるのか。

A. 公表される「テーマ名」には「取組名称」は含みません。テーマごとの大学・短期大学名を公表する形となります。

(参考：関連支援経費について)

Q7-1．関連支援経費とは何か。

A．特色ある大学教育支援プログラムに選定された取組に対して、既存の配分枠組の範囲内で選定の結果を反映して、必要な支援を行うものです。

Q7-2．特色ある大学教育支援プログラムに選定されても、関連支援経費の配分対象とならない場合はあるか。

A．関連支援経費は、あくまで既存の配分枠組の範囲内での措置となるため、各補助金等の配分基準等により、本プログラムに選定されても配分の対象とならない場合があります。

Q7-3．選定された取組について、経費配分を数年間にわたって受けることは可能か。

A．今年度については、既存の経費配分の仕組みに基づき、私立大学等経常費補助金の斟酌分については、今回新規事業として採択された場合は今年度を含め4年間優先的に採択されることとなっています。また、国立と公立の経費は選定された年度限りです。来年度以降の予算においては、国立大学の法人化等に伴う予算制度の見直しなどを含め、検討することを考えています。

Q7-4．経費の使用可能な範囲は。

A 補助金取扱要領や経費の配分通知に記載されている経費の使途の範囲内で、それぞれの経費の使途にしたがっていただきます。

Q7-5．選定された取組1件当たりの配分額は、どのくらいか。

A．本プログラムの選定後、個別の取組への配分額について決定することとなります。

Q7-6．関連支援経費スケジュール(予定)にある、計画調書と計画書の違いについて。

A．本表では、公立大学及び私立大学の補助金(斟酌分)についての既存の補助金の申請書類を「計画調書」として表し、国立大学及び私立大学の本プログラムのための予算枠分に係る経費についての申請書類を「計画書」として記述してあります(経費に係る申請書類といった点で特に違いはありません)。

なお、「計画書」についての様式等は、選定後、選定された大学に対してお送りしますが、内容は現在のところ検討中です。

Q7-7．国立学校特別会計で措置される経費は、(目)校費か。

A．現在のところ詳細は未定ですが、基本的に(目)校費での措置を行う予定です。経費の使途については、経費配分の通知でお示しいたします。

Q7-8. 公立大学分については、本プログラムのための予算枠分の経費が措置されていないが、来年度以降も同様か。改善の余地はないのか。

A. 現在のところ、今年度と同様の形で措置される見込みです。

我が省としては、厳しい財政事情も踏まえつつ、公立大学の役割の重要性を考慮し、今後とも支援に努力していくこととしておりますが、各大学におかれても、設置者である地方公共団体に対して教育研究環境の充実に向けて要請等をしていただくようお願いいたします。

Q7-9. 1学部の取組について選定された場合、私立大学等経常費補助金「高等教育研究改革推進補助」などにおいて、他学部の事業も選定の対象となるのかどうか。

A. 関連支援経費における同補助金の「優先的採択」は、本プログラムに応募しているものと同じ取組である場合に限られます。他学部の類似の取組について執行上の影響が及ぶことはありません。

Q7-10. 本プログラムと私立大学等経常費補助金「教育研究高度化推進特別補助」との兼ね合いについての詳細を教えてください。

A. まず、本プログラムは、あくまで特色ある優れた取組について選定し、社会に広く情報提供するためのものであり、補助金の配分のための制度・事業とは異なります（ただし、本プログラムの選定後、既存の経費の配分枠組の範囲内で支援を行うこととしております）。

このため、本プログラムへの応募・選定自体は、私立大学等経常費補助金の補助対象外の私立大学であっても可能です。また、「高等教育研究改革推進等経費」等、関連支援経費関係の経費の配分基準等とも直接的には関係しません（補助金の申請件数の制限等と、本プログラムへの応募は関係しません）。詳細については以下のとおりです。

(1) 「関連支援経費（本プログラムのための配分枠分）」とは、本プログラムに選定された後、「特色教育拠点大学支援経費」への補助金の申請を行っていただき、補助金配分を行うものです。

(2) これに対し、「関連支援経費（斟酌分）」とは、既存の「高等教育研究改革推進経費」等について申請を行っている課題を本プログラムの取組として、本プログラムに応募して選定された場合には優先的に採択するものです。したがってこの場合には、あらかじめ補助金と本プログラムのそれぞれに申請・応募されていることが必要です。

Q7-11. 私立大学等経常費補助金「教育研究高度化推進特別補助」にかかる計画書の内容が特色ある大学教育支援プログラムに応募した取組の内容と若干異なっている場合、関連支援経費の対象となりうるか。

A. 文章が若干異なっている場合、同一の取組と認められる場合には対象となります。

Q7-12. 既に関連支援経費の対象となっている経費の補助金の申請を行っているが、特色ある大学教育支援プログラムに選定された場合、9月に予定されている「特色教育拠点大学支援経費」についての計画書の提出は省略してよいのか。

A. 関連支援経費の「特色教育拠点大学支援経費」については、各大学からの申請を受けて交付するものであり、補助金を希望する場合は計画書提出の必要があります。

Q743．本プログラムに選定された後に、「高等教育研究改革推進経費」等、関連支援経費（斟酌分）に係る経費の追加申請は可能か。

A．定められた期間内に申請がなされていないものについて、本プログラムでの選定後の追加申請を行うことは認められません。

Q744．補助金の補助額は所要経費全額か、それとも半額か。減額査定はあるのか。

A．公立大学等設備整備費等補助金及び私立大学等経常費補助金のうち本プログラムの斟酌分とされている経費については、既存の経費であり、本プログラムに選定された場合であっても補助割合等が変わることはありません。

なお、本プログラムのための予算枠分の経費である、私立大学等経常費補助金の「特色教育拠点大学支援経費」については、後日提出いただく補助金の計画書に基づき算定された所定の額を措置することとしています。

Q745．本プログラムには、補助金の申請書類を併用して応募したいがどうか。

A．本プログラムは、あくまで特色のある優れた取組について選定するものであり、このための審査に必要な申請書を記入いただくこととしています。このため、本プログラム及び各補助金の申請については、同様の内容の記述をする場合であっても、それぞれ定められた書式を使用する必要があります。

Q7-16．関連支援経費の対象となっている経費に補助金の申請を行っていただければ、自動的に、特色ある大学教育支援プログラムに応募したこととなるのか。

A．特色ある大学教育支援プログラム実施委員会による審査は、補助金交付のためのものではなく、特色ある取組を選定することを目的としています。また、関連支援経費は、選定された大学に対して既存の経費の配分枠組の範囲内で必要な支援を行うものです。

このため、関連支援経費による支援も受けたい場合については、特色ある大学教育支援プログラムへの応募と、各補助金等への申請をそれぞれ行っていただく必要があります。

Q7-17．関連支援経費の「既存経費（斟酌分）」と「本プログラムのための予算枠分（特色教育拠点大学支援経費）」の関係について（斟酌分の採択を受けた場合、特色教育拠点大学支援経費の配分を受けられなくなるのか。逆に、本プログラムの選定を受けて、特色教育拠点大学支援経費の配分を受けた場合、斟酌分の補助金配分を受けられなくなるのか。）

A．この場合は、どちらの補助金も受けることができます。まず、本プログラムに選定された大学等については、一般補助の上乗せ分として「特色教育拠点大学支援経費」が一定の額（配分額は未定）配分されます。そのうえで、さらに選定された取組について斟酌分の申請をしている大学等に対しては、当該取組の所要経費の1/2以内の額が増額交付されることとなります。

Q7-18 . 例えば、本プログラムで大学全体での取組が選定されても、その大学の中に学年進行中の学部など私立大学等経常費補助金の配分対象外のものを含んでいる場合、「特色教育拠点大学支援経費」の交付については、それらの学部に係る分は何らかの形で除外されて補助金が交付されるのか。

A . 「特色教育拠点大学支援経費」についての具体的な配分方法は現在検討中ですが、私立大学等経常費補助金の配分対象外となっている学部、学科等に係る部分については除外して算定する予定です。